証券コード　4422
2020年10月12日

株　主　各　位

東京都文京区小日向四丁目５番16号
ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社
代表取締役社長　中　村　達　生

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は可能な限り控えていただきますようお願い申しあげます。当日の出席にかえて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年10月27日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年10月28日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都文京区大塚一丁目５番23号
嘉ノ雅　茗渓館　２階　茗渓
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第14期（2019年８月１日から2020年７月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（2019年８月１日から2020年７月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役１名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件
４．招集にあたっての決定事項
２～３頁「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

以　上

１．本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

2．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
3．資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
4．株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://valuenex.com/）に掲載させていただきます。
5．株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://valuenex.com/）より、発信する情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席の場合は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて
（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
（2）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
（3）携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
（4）インターネットによる議決権行使は、2020年10月27日（火曜日）午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について
（1）パソコン、携帯電話による方法
・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法
・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記２．（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。
２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
（1）書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システムなどに関するお問い合せ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名の増員をすることとし、選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
瀧口 匡（たきぐち ただし） （1962年４月３日）	1986年 ４月 野村證券株式会社入社 1997年 11月 ウインドマーク投資顧問株式会社専務取締役就任 2002年 ７月 株式会社アクセル・インベストメント代表取締役就任 2005年 12月 ウエルインベストメント株式会社代表取締役社長就任（現任） 2006年 １月 早稲田大学アントレプレヌール研究会理事就任（現任） 2007年 ６月 ウエル・アセット・マネジメント株式会社取締役就任（現任） 2009年 ７月 日本ベンチャーキャピタル協会幹事就任 2009年 ９月 早稲田大学学術博士Ph.D.（国際経営）取得 2011年 ４月 早稲田大学ビジネススクール非常勤講師就任 2012年 ５月 文部科学省（現JST）STARTプロジェクト代表事業プロモーター就任（現任） 2014年 ７月 日本ベンチャーキャピタル協会理事就任 2017年 ４月 早稲田大学客員教授就任（現任） 2017年 12月 日本ベンチャー学会理事就任（現任） 2020年 ６月 株式会社フェイス社外取締役就任（現任）	－

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、監査役の就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
金子良太（かねこりょうた） （1977年３月26日）	2000年 7 月 公認会計士登録 2004年 4 月 國學院大學経済学部専任講師就任 2007年 4 月 國學院大學経済学部准教授就任 2009年 10 月 George Mason大学客員研究員就任 2011年 9 月 米国公認会計士登録（ワシントン州） 2012年 4 月 早稲田大学非常勤講師就任 2013年 4 月 國學院大學経済学部教授就任（現任） 2013年 10 月 内閣府公益法人の会計に関する研究会参与（現任） 2013年 10 月 経済産業省契約等評価監視委員会委員就任（現任） 2015年 4 月 内閣府歳出改革ワーキンググループ委員（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．金子良太氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．金子良太氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、大学教授としての経験を有し、また、公認会計士及び米国公認会計士の資格を有し、会計業務に精通しているためであります。

４．金子良太氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、年額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第１項で定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする予定であります。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年８月１日から
2020年７月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは「世界に氾濫する情報から”知”を創造していく」ことをミッションとし、他に類のない自然言語処理・類似性評価・２次元可視化・指標化等の技術により、さまざまな文書情報を用いた各種の解析サービスを提供しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期は企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に全体として緩やかな回復基調で推移しておりましたが、下半期は新型コロナウイルスの影響により急速な悪化が続き、極めて厳しい状況となりました。

当社グループの属するビッグデータ解析市場では、ビッグデータの活用による問題解決ニーズの高まりを受け、市場環境は比較的良好な状況が続いております。しかしながら、本年2月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新規案件を獲得するための営業活動が制限された結果、第４四半期の売上高を例年のように伸ばすことができませんでした。一方、営業体制強化のため、引き続き採用活動を行っており、11名を採用いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は587,392千円（前期比5.3％増）、営業損失は94,554千円（前期は営業損失76,347千円）、経常損失は95,222千円（前期は経常損失92,044千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は90,703千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失108,068千円）となりました。

なお、当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

主なサービス別の状況は以下のとおりであります。

(a) コンサルティングサービス

当連結会計年度におけるコンサルティングサービスの売上高は、330,756千円（前期比2.5%減）でありました。

(b) ASPサービス

当連結会計年度におけるASPサービスの売上高は、256,535千円（前期比17.4%増）でありました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は62,027千円であり、内容といたしましては、主に本社増床による内装工事及び工具、器具及び備品の購入であります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却・売却等はありません。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (2017年７月期)	第 12 期 (2018年７月期)	第 13 期 (2019年７月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2020年７月期
売　上　高（千円）	343,440	507,744	557,885	587,392
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△53,260	77,851	△92,044	△95,222
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△54,321	83,726	△108,068	△90,703
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△23.66	36.92	△40.71	△32.18
総　資　産（千円）	268,166	424,982	1,077,283	1,000,636
純　資　産（千円）	116,875	207,089	939,400	856,232
１株当たり純資産（円）	51.57	89.46	334.06	302.33

（注）１．2018年３月28日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割については、2017年７月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産は小数点第２位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。

３．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式数を算出するにあたり、自己株式数を控除しております。

４．１株当たり純資産は、自己株式数を控除した後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
ＶＡＬＵＥＮＥＸ，Ｉｎｃ．	1,000,000 USD	100.0%	コンサルティング事業

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻くいわゆるビッグデータ関連市場はまだまだこれから成長が期待される事業領域であると考えており、当社グループのアルゴリズム技術は人工知能（AI）が脚光を浴びている昨今、その取り巻く潜在市場も大きいと予想されます。

2020年７月期におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、２月以降新規案件を獲得するための営業活動が制限された結果、第４四半期の売上高を例年のように伸ばすことができませんでした。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により世界中で同時にデジタルトランスフォーメーションへのシフトが急速に進行しており、市場規模は拡大が続いております。当社のビッグデータ解析技術は、デジタルトランスフォーメーションの進歩によって、今後大きな需要が見込める分野であると考えております。

①新規事業分野の開拓

当社グループの事業領域は、大量の文書解析のニーズがある分野すべてにわたっておりますが、現状、特に知的財産権の分野が主要な事業領域となっております。当社グループは、これをマーケティング分野、投資分野、医療分野、法曹分野などに展開していくことが可能であり、新規事業分野への開拓が重要と考えております。

②VALUENEXブランドの強化

予測分析のリーディングカンパニーとしての地位を築くことを目標としているなかで、VALUENEXという社名をサービス名にも昇華させ、さらにはブランド化していきたいと考えております。そのためには認知度向上が不可欠であり、インターネットなどを有効に利活用しながら、定着を図る方針であります。

③優秀な人材の確保と育成

当社グループは、今後、さらなる事業成長を目指していく上で、最も重要な経営資源は人材であると考えており、そのためには優秀な人材の確保と育成が不可欠であると認識しております。当社グループにおきましては、社内コミュニケーションの活性化や人事評価制度の整備等によって人材の定着と能力の底上げを行うとともに、当社グループの企業理念・風土に合致した人材の確保を進めてまいります。

④海外展開の強化

当社グループが、中長期的な視野からさらなる成長を図るには海外市場、特に当社の子会社がある米国での事業展開の強化が重要であると考えております。そのために今後は営業体制の強化、開発体制の強化を推進していく方針であります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが、成長を遂げるに際して、無視しえないのが内部管理体制の問題です。従来より当社グループは監査役会の設置、独立取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めておりますが、組織が大きくなるとともに、事業が拡大するにつれて、コンプライアンス遵守が甘くならないようにする必要があります。そのため、全従業員へのコンプライアンス・マニュアルの遵守の徹底などを図ってまいります。

(5) **主要な事業内容**（2020年７月31日現在）

事業区分	事業内容
アルゴリズム事業	当社のアルゴリズムを基盤にしたビッグデータ（（注）１．）の解析ツールの提供とそれを用いたコンサルティングサービス

（注）１．ビッグデータ：従来、膨大な量であるため、処理が困難と思われていた大量のデータ。
２．当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(6) **主要な営業所及び工場**（2020年７月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都文京区

② 子会社

ＶＡＬＵＥＮＥＸ，Ｉｎｃ．	米国カリフォルニア州 メンロパーク市

⑺ **使用人の状況**（2020年７月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　　32（11）名（前期末比４名増（３名増））

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28（7）名	3名増（1名減）	36.7歳	1.8年

（注）使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年７月31日現在）

記載すべき重要な事項はありません。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2020年７月31日現在）

① 発行可能株式総数　3,600,000株

② 発行済株式の総数　2,876,400株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、20,100株増加しております。

③ 株主数　1,512名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
早稲田１号投資事業有限責任組合	1,106,100株	39.19%
中村達生	660,800	23.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	139,500	4.94
ウエルインベストメント株式会社	125,100	4.43
平澤創	50,000	1.77
工藤郁哉	48,400	1.71
株式会社ＳＢＩ証券	31,500	1.12
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	31,200	1.11
楽天証券株式会社	12,300	0.44
関口勝	12,000	0.43

（注）１．当社は、自己株式を54,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年７月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中　村　達　生	CEO VALUENEX, Inc. Board of Director（CEO）
取　締　役	鮫　島　正　明	CFO コーポレート本部長 VALUENEX, Inc. Board of Director（CFO）
取　締　役	本　多　克　也	研究開発本部長
取　締　役	片　桐　広　貴	ソリューション事業推進本部長
取　締　役	Ｍｉｃｈａｅｌ Ｓａｍｕｅｌ Ｋｏｖａｃｈ	CINO 海外事業推進室長
取　締　役	鈴　木　理　晶	ターナー法律事務所所長 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事
常勤監査役	松　田　　均	ニッコー株式会社非常勤監査役
監　査　役	花　堂　靖　仁	國學院大學名誉教授
監　査　役	宮　内　　宏	宮内・水町IT法律事務所所長

（注）１．取締役鈴木理晶氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
２．常勤監査役松田均氏、監査役花堂靖仁氏及び監査役宮内宏氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
３．常勤監査役松田均氏、監査役花堂靖仁氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役松田均氏は、他の上場企業の監査役を務めております。
・監査役花堂靖仁氏は、大学等における会計を含む企業開示分野の専門家としての経験があり、また経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会委員を歴任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、年額報酬の２年分の合計金額又は会社法第425条第１項で定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1)	68,306千円 (2,400)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	15,720 (15,720)
合計 （うち社外役員）	10 (4)	84,026 (18,120)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の員数・報酬等の額には、退任役員分も含まれております。

3．取締役の報酬限度額は、2018年４月10日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、2018年４月10日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役鈴木理晶氏はターナー法律事務所所長及び一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役松田均氏はニッコー株式会社非常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役花堂靖仁氏は國學院大學名誉教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役宮内宏氏は宮内・水町IT法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　鈴　木　理　晶	当事業年度に開催した取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。
監査役　松　田　　均	当事業年度に開催した取締役会15回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、主に上場企業の役員として培った豊富な経験と見識のもと、必要に応じ、発言を行っております。
監査役　花　堂　靖　仁	当事業年度に開催した取締役会15回のうち13回、監査役会13回のうち11回に出席し、主に大学教授としての会計を含む企業開示分野の専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。
監査役　宮　内　　宏	当事業年度に開催した取締役会15回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,540千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,540千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

連結貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**903,683**	**流動負債**	**137,374**
現金及び預金	842,898	買掛金	5,905
売掛金	36,028	1年内返済予定の長期借入金	4,215
仕掛品	3,641	リース債務	1,192
その他	21,115	前受金	87,952
固定資産	**96,953**	未払法人税等	5,864
有形固定資産	**70,536**	賞与引当金	245
建物	63,870	その他	31,997
工具、器具及び備品	35,933	**固定負債**	**7,029**
リース資産	5,505	長期借入金	5,309
減価償却累計額	△34,773	リース債務	1,720
投資その他の資産	**26,417**	**負債合計**	**144,404**
その他	26,417	**(純資産の部)**	
		株主資本	**864,422**
		資本金	**529,084**
		資本剰余金	**542,253**
		利益剰余金	**△184,416**
		自己株式	**△22,500**
		その他の包括利益累計額	**△11,113**
		為替換算調整勘定	**△11,113**
		新株予約権	**2,924**
		純資産合計	**856,232**
資産合計	**1,000,636**	**負債純資産合計**	**1,000,636**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年8月1日から
2020年7月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**587,392**
売上原価		**138,681**
売上総利益		**448,710**
販売費及び一般管理費		**543,264**
営業損失（△）		**△94,554**
営業外収益		
受取利息	56	
その他	614	671
営業外費用		
支払利息	43	
為替差損	1,295	1,338
経常損失（△）		**△95,222**
税金等調整前当期純損失（△）		**△95,222**
法人税、住民税及び事業税	△4,811	
法人税等調整額	292	△4,518
当期純損失（△）		**△90,703**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△90,703**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**796,741**	**流動負債**	**126,675**
現金及び預金	734,693	買掛金	5,905
売掛金	47,879	リース債務	1,192
仕掛品	443	未払金	5,656
前払費用	12,046	未払費用	5,757
その他	1,678	未払法人税等	5,864
固定資産	**202,685**	前受金	84,523
有形固定資産	**67,793**	預り金	4,416
建物	61,761	賞与引当金	245
工具、器具及び備品	34,349	その他	13,113
リース資産	5,505	**固定負債**	**1,720**
減価償却累計額	△33,822	リース債務	1,720
投資その他の資産	**134,891**	**負債合計**	**128,396**
関係会社株式	115,351	**(純資産の部)**	
その他	19,540	**株主資本**	**868,106**
		資本金	**529,084**
		資本剰余金	**538,367**
		資本準備金	429,084
		その他資本剰余金	109,282
		利益剰余金	**△176,845**
		その他利益剰余金	△176,845
		繰越利益剰余金	△176,845
		自己株式	**△22,500**
		新株予約権	**2,924**
		純資産合計	**871,030**
資産合計	**999,427**	**負債純資産合計**	**999,427**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年8月1日から
2020年7月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**525,434**
売上原価		**123,746**
売上総利益		**401,688**
販売費及び一般管理費		**463,274**
営業損失（△）		**△61,586**
営業外収益		
受取利息	55	
その他	47	102
営業外費用		
支払利息	43	
為替差損	141	184
経常損失（△）		**△61,667**
税引前当期純損失（△）		**△61,667**
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失（△）		**△62,617**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年９月28日

ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　業　所
指定有限社員 業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹　㊞
指定有限社員 業務執行社員　公認会計士　野　瀬　直　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社の2019年８月１日から2020年７月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年９月28日

ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　業　所
指定有限社員 業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹　㊞
指定有限社員 業務執行社員　公認会計士　野　瀬　直　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社の２０１９年８月１日から２０２０年７月３１日までの第１４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年８月1日から2020年７月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月６日

ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　松田　均　㊞

社外監査役　花堂　靖仁　㊞

社外監査役　宮内　宏　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区大塚一丁目５番23号
嘉ノ雅　茗渓館　２階　茗渓

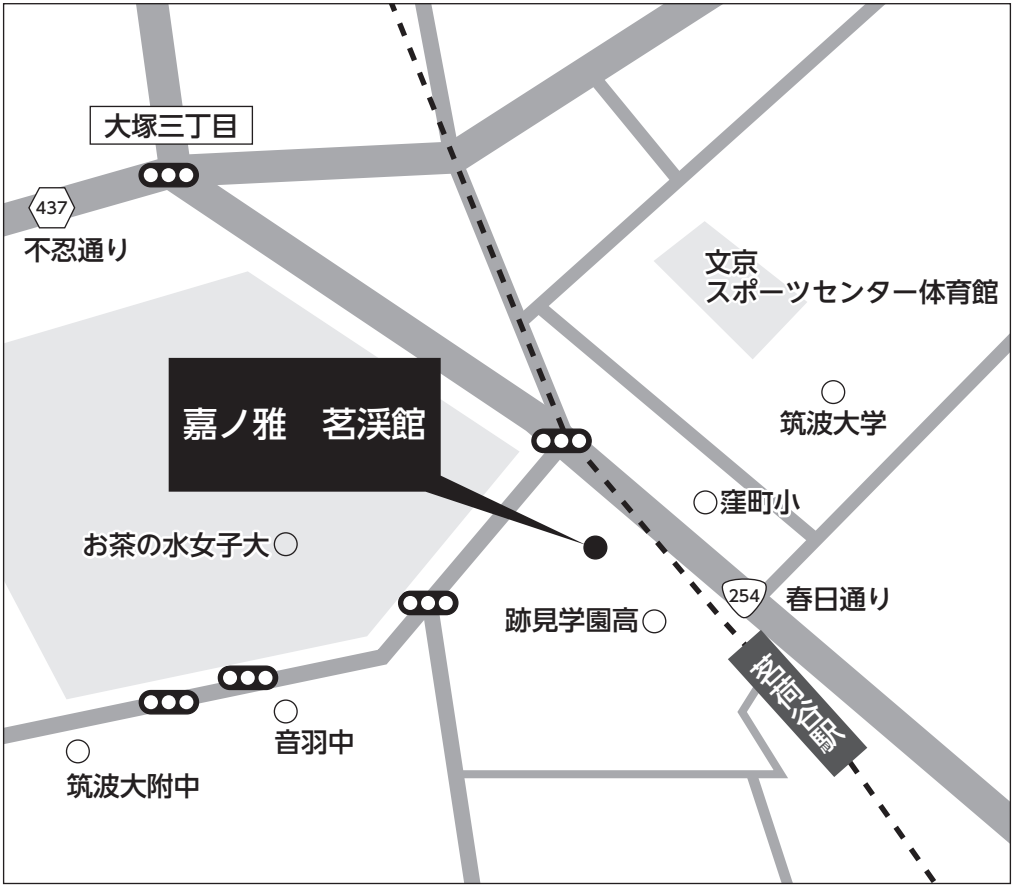

交通　地下鉄丸ノ内線　茗荷谷駅　　２番出口より　徒歩約２分

※本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。